

公募型見積合わせ説明書

この公募型見積合わせ説明書は、長野県警察が発注する物品購入等の調達契約に関し、見積の公告によるもののほか、公募型見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について説明したものです。

なお、公募型見積合わせとは、長野県警察が調達を行う物品購入等の案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する制度です。

1 公募型見積合わせに付する事項

見積公告に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

見積公告に示すとおりとします。

3 公募型見積合わせに係る一般的事項

- (1) 見積参加者は、見積公告、本説明書及び物品調達標準契約書（別添）を熟覧し、承諾の上で見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、見積公告に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 見積りに要した費用は、すべて見積参加者が負担してください。
- (4) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。
- (5) この説明書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長野県財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。
- (6) 都合により見積りを中止することがあります。

4 公募型見積合わせの参加方法

- (1) 2の参加資格がある者であれば、長野県の入札参加資格の有無にかかわらず参加することができます。
- (2) 見積参加者は、見積書を持参又は郵送により提出してください。それ以外の方法による見積書の提出については受理しません。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、見積案件ごとに封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に調達番号、調達件名、氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び見積合わせの日を明記してください。

- (3) 見積公告の参加資格において、都道府県税及び地方消費税を滞納している者でないこととした場

合で、見積額（消費税相当額を含む。）が10万円以上のときは、見積書提出期限の6ヶ月以内に発行された次の納税証明書又はその写しを見積書に添付し、又は見積書提出先の担当職員に提示しなければなりません。

ただし、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（平成30年長野県告示第588号）に基づく資格を取得している者又は「長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成4年告示第640号）に基づく資格を取得している者は、見積書に競争入札参加資格の登録番号を記載することにより納税証明書の提出又は提示は不要となります。

ア 都道府県税

(ア) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する者

長野県の県税事務所が発行する「入札参加資格申請用の納税証明書」

個人事業主については、住民登録のある市町村が発行する個人住民税に滞納の額がないことの証明書が必要です。

(イ) 長野県内に本店又は支店・営業所を有しない者

本店所在地の都道府県が発行する当該都道府県税すべてに滞納がないことを証明する納税証明書（税目ごとの証明書のみ発行する都道府県は、直前事業年度の法人（個人）事業税の納税証明書）

イ 地方消費税

本店所在地の税務署が発行する次の納税証明書のいずれか

納税証明書（その3）・・・消費税及び地方消費税を指定

納税証明書（その3の2）・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

納税証明書（その3の3）・・・法人税、消費税及び地方消費税

(4) 見積参加者は、見積公告において求められた経済上及び技術上の要件があるときは、指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

(5) 見積書の提出場所及び提出期限は、見積公告に示すとおりとします。

(6) 見積参加者は、長野県警察ホームページの「入札見積情報」の「その他の一般競争入札、公募型見積合わせ」に掲示した各案件の見積書様式をダウンロードし、次に掲げる事項を記載の上、見積書を提出してください。

ア 日付

イ 見積参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者氏名及び代表者印）

ウ 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」に基づく資格を有している者又は「長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」に基づく資格を取得している者は、その登録番号

エ 電話番号

オ 見積額

カ 単価

キ 合計

- (7) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。
- (8) 見積参加者は、その提出した見積書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。
- (9) 見積参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め金額を見積もるものとします。

また、契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

なお、契約種別が総価契約のものにあつては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

5 代理人による見積り

見積参加者は、次により代理人を定め、代理人に見積りに関する事項を委任することができます。

- (1) 見積りに関する事項を代理人に委任しようとするときは、委任状（様式1）を提出しなければなりません。

ただし、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」に基づく資格を取得している場合又は「長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」に基づく資格を取得している場合で、委任状の提出がされている者（以下「届出済代理人」という。）は、この限りではありません。

- (2) 代理人が4(6)により見積書を提出する場合は、イで定める見積参加者（法人の場合は、代表者）の印は不要とします。ただし、代理人氏名及び印は要します。

6 見積参加の制限

見積参加者、代理人は、同一案件に係る他の見積参加者、代理人となることができません。

7 見積合わせの方法

見積合わせは、見積公告に記載した見積書提出期限後速やかに行います。

なお、見積合わせにあたっては、見積参加者の立ち会いを求める場合と求めない場合があります。

(1) 見積参加者の立ち会いを求める場合

見積公告において、見積合わせに見積参加者の立ち会いを求めている場合にあっては、指定した日時に、見積参加者が出席して次のとおり行うものとします。

ア 見積参加者が立ち会わないときは、当該調達と関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

イ 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、直ちに2回目の見積書を徴するものとします。この場合において、見積参加者がひとりも立ち会っていないときは、別に定める日に行います。

ウ 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、2回目の最低価格で見積もった者（複数単価契約にあっては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の者。以下同じ。）から、3回目の見積書を徴するものとします。

エ 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、3回目の最低価格で見積もった者から4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは「不落」とします。

オ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。

カ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が1者のみであった場合も、財務規則第136条の2第1項第4号に規定する「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」に該当し、有効です。

(2) 見積参加者の立ち会いを求めない場合

見積公告において見積参加者の立ち会いを求めない場合にあっては、予算執行者が次のとおり見積合わせを行うものとします。

ア 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最低の価格で見積もった者から2回目の見積書を徴するものとします。

イ 2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、2回目の最低の価格で見積もった者から、3回目の見積書を徴するものとします。

ウ 3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、3回目の最低価格で見積もった者から4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは「不落」とします。

エ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は「不調」とします。

オ 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が1者のみであった場合も、財務規則第136条の2第1項第4号に規定する「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」に該当し、有効です。

8 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積もったもの
- (2) 同一人が見積もった2通以上の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積もったもの
- (4) 調達件名及び見積額のないもの
- (5) 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- (6) 記載した見積額と内訳金額が整合していないもの（軽微な記載誤り等を除く。）
- (7) 記名、押印のないもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 見積公告に示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (10) その他見積りに関する条件に違反したもの

9 採用する見積書

- (1) 採用する見積書は、契約の種別により次のとおりとします。

ア 総価契約及び単価契約

有効な見積書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

イ 複数単価契約

有効な見積書を提出した者であって、見積額のすべての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

- (2) 採用となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、当該見積者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。

また、くじを引かない者があるときは、当該見積書の徴取事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。

- (3) 製造請負契約において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (4) (3)の規定に基づく審査のために必要と認める場合は、見積参加者に対し資料の提出を求めることができるものとします。
- (5) 見積合わせ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。

- (6) 予算執行者は、採用した日の翌日から起算して7日以内に契約の取り交わしをしないときは、決定を取り消すことができるものとします。

10 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたり、あらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を締結しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を寄託するものとします。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

ウ 契約金額が100万円未満であり、契約の相手方が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。

- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の100分の10に相当する金額以上とします。

ア 総価契約 決定価格

イ 単価契約 決定価格（単価）に予定数量を乗じて得た金額

ウ 複数単価契約 各決定価格（単価）に予定数量を乗じて得た金額の合計額

- (4) 契約保証金の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手、保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。

- (6) 契約の相手方が納付した契約保証金は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。

- (7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。

- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付するものとします。
- (9) 契約後、経過措置に該当しない場合において消費税率の改正があったときは（軽減税率の対象となる場合を除き）改正後の税率に変更するものとします。

11 契約の締結

- (1) 契約の締結は、物品調達標準契約書により行うものとします。

なお、物品調達標準契約書第12条に示す政府調達の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率は次のとおりです。

「年 2. 5 パーセント」（令和3年4月1日から適用。令和3年財務省告示第49号）

- (2) 契約の相手方は、採用した日の翌日から起算して7日以内（採用者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。

ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。

- (4) 契約の相手方は、契約締結時において暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該当しない旨表明確約するとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について遵守する旨誓約した文書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格又は長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に基づく資格を取得している者は、提出する必要はありません。

- (5) 契約金額が100万円未満の場合で予算執行者が契約書の作成の必要がないと認めたときは、契約書の作成を省略することができます。
- (6) 前号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を徴することとします。

ただし、請書の徴取の必要がないと認められる場合は、この限りではありません。

12 公募型見積合わせの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、以後の一定期間、その者を公募型見積合わせに参加させないことができます。

なお、当該事由が「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付22管第285号）」の定めに従い、当事者が物品購入等入札参加資格者である場合は、併せて入札参加停止措置の対象となる場合があります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき。
- (2) 採用決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。

(3) 契約を履行しないとき。

(4) その他予算執行者が不適当と認めたとき。

別表

【契約保証金に代わる担保】

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特殊法人登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額